

相続専用定期預金商品概要説明書

令和7年11月4日現在

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | ・ 相続専用定期預金「つなぐ想い」 |
| 取扱期間 | ・ 令和7年11月4日（火）～令和8年10月30日（金） |
| ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預けいただける個人のお客さま (当金庫以外の預金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能です。) <p>※お預け入れの際には「お預けされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要となります。</p> <p>【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・法定相続情報一覧図 ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、等</p> |
| 期間 | ・ 6か月 |
| 預入 | |
| (1)預入方法 | ・ 一括預入（自動継続、非自動継続の選択可能、ATM・IBでの申込みはできません） |
| (2)預入金額 | ・ スーパー定期 …… 1円以上 300万円未満 |
| (3)預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> スーパー定期 300 …… 300万円以上 100万円以上 1円単位 <p>※証書式のみのお取扱いとなります。</p> |
| 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。 |
| 利息 適用金利 | <ul style="list-style-type: none"> 固定金利 店頭表示金利+年0.2% 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 |
| 税金 | ・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。（マル優をご利用の場合は除きます。） |
| 付加できる 特約事項 | ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取扱いができます。 |
| 中途解約時 の取扱 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金利率 |
| 金利情報 | ・ 金利はホームページをご覧いただか、または窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置 ・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例）長野県弁護士会で現地調停を行う。 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例）愛知県弁護士会に移管調停する。 |
| その他参考 となる事項 | ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） |